

リハビリ特化型デイサービス ハッスルスマイル 運営規程 (地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業サービス)

(事業の目的)

第1条 この規程は株式会社プレイフルが設置運営するリハビリ特化型デイサービスハッスルスマイル(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護及び指定介護予防通所介護(以下「介護サービス」という。)の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者(以下「要支援・要介護者」という。)に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の従業者は、要支援・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 前項の他、千葉県、八街市並びに関連する行政、市区町村が個別に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 リハビリ特化型デイサービスハッスルスマイル

(2) 所在地 千葉県八街市八街い188-2 山田SGビル1F

電話番号 (043) 312 - 7106 FAX (043) 312-7154

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供にあたるものとする。

(2) 従業者 生活相談員 サービス提供単位を通じて1名以上

生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言及び技術指導を行い、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

看護職員 サービス提供単位を通じて1名以上

看護職員は、施設利用者の健康や安全に配慮し、介護サービスの提供に当たる。

介護職員 サービス提供単位を通じて2名以上

介護職員は、介護サービスの提供に当たる。

機能訓練指導員 単位ごとに1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日は休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、午前の部、午後の部につき各18名とする。

- 1 地域密着型通所介護 第一号通所事業
サービス提供時間帯 午前9時から午後12時15分 18名
- 2 地域密着型通所介護 第一号通所事業
サービス提供時間帯 午後1時45分から午後5時00分 18名

(通所介護の内容)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎サービス
- (6) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。
 - (1) 特別行事費として行事に係る相当な費用
 - (2) サービス延長利用料金
 - (3) その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八街市内
(施設から片道20分程度で送迎可能な範囲とする。)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、介護サービスを実施中に、利用者の身体に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。

- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努める。

- 3 事業者は、利用者が苦情申立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしない。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第15条 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

- 2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができるものとする。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとする。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業所等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 事業者は、重大事故等が発生した場合には、直ちに所定の「事故等発生状況報告書」の書式により、関係者の状況、事故等の内容、対応等を記録し、監督官庁に報告をする。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(衛生管理)

第17条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう、努めるものとする。
- 3 事業者は、衛生管理マニュアルを作成し、従業者に周知するものとする。
- 4 事業者は、労働安全衛生法に基づく年1回の健康診断を実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社プレイフルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第19条 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規定は、平成26年12月15日に一部改訂して施行する。

この規定は、平成27年3月2日に一部改訂して施行する。

この規定は、平成28年3月15日に一部改訂して施行する。

この規定は、令和4年7月1日に一部改訂して施行する。